

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年3月9日)

[件 名]

- 1 燕趙園園外トイレ改修方法について  
(公園自然課)・・・1
- 2 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制における所管行政庁の確認申請書の  
審査誤りについて  
(住宅政策課)・・・3
- 3 鳥取県建築基準法施行条例の改正案に係るパブリックコメントの実施について  
(住宅政策課)・・・5
- 4 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(住宅政策課)・・・7

生活環境部

# 燕趙園園外トイレ改修方法について

平成23年3月9日  
公園自然課

燕趙園園外トイレの屋根瓦の改修については、平成22年11月定例会において附帯意見を付して議決となりました。ついては、附帯意見に基づき工法等を検討しましたので、その結果を報告します。

## 〔附帯意見〕

都市公園安全安心事業の燕趙園園外トイレの瓦改修経費の事業実施に当たっては、県民が納得する適正な価格で発注するよう瓦葺きの原材料や工法など様々な実施方法を比較検討すべきであること。

## 1 改修方法

屋根材料や経費など、様々な改修方法を比較検討した結果、「棧瓦葺きによる改修」が望ましい改修方法であると総合的に判断しました。

### 〔棧瓦葺きによる改修のメリット〕

- ・工事費が安価であること。
- ・県内産瓦を使用することで地域経済への波及効果が期待できること。

## 2 改修方法別の比較

(単位:千円)

区 分	予算額	案1	案2	案3	案4
	本瓦葺き (県外産)	棧瓦葺き※1 (県内産)	本瓦葺き※2 (県内産)	ガルバニウム (GL)鋼板※3	カラーアルミ (CA)鋼板※4
工 事 費	56,426	16,707	30,154	16,033	49,312
設 計 費	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
合計(工事費+設計費)	57,482	17,763	31,210	17,089	50,368
予算額との差		▲ 39,719	▲ 26,272	▲ 40,393	▲ 7,114

※1 棧瓦葺き:一般家屋

※2 本瓦葺き:寺社仏閣

※3 ガルバニウム鋼板:一文字葺き

※4 カラーアルミ鋼板:本瓦風の成型鋼板葺き

## ○積算内訳




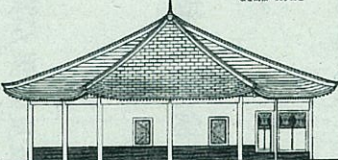











(単位:千円)

区 分	予算額	案1	案2	案3	案4	
	本瓦葺き (県外産)	棧瓦葺き (県内産)	本瓦葺き (県内産)	ガルバニウム (GL)鋼板	カラーアルミ (CA)鋼板	
工 事	仮設費(足場等)	1,460	1,525	1,525	1,525	1,525
	撤去費(既存瓦等)	867	1,956	1,956	1,956	1,956
	材料費(瓦等)	23,052	2,543	8,193	2,820	※
	葺替費	10,123	2,417	7,029	1,629	30,000
	下地改修費(小屋組み修繕等)	7,554	3,922	3,922	3,922	3,922
	直接工事費	43,056	12,363	22,625	11,852	37,403
	共通経費	10,683	3,548	6,093	3,417	9,560
	工事価格(直工+経費)	53,739	15,911	28,718	15,269	46,963
	消費税(5%)	2,687	796	1,436	764	2,349
	小計(工事費)	56,426	16,707	30,154	16,033	49,312
	小計(設計費)	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
合計(工事費+設計費)	57,482	17,763	31,210	17,089	50,368	
予算額との差		▲ 39,719	▲ 26,272	▲ 40,393	▲ 7,114	

※カラーアルミ鋼板の材料費は、葺替費に含まれる。

燕趙園園外トイレ改修イメージ

平成23年3月9日  
公園自然課

項目	予算要求	案 1	案 2	案 3	案 4
工 法	本瓦葺 (県外産瓦)	桧瓦葺 (県内産瓦)	本瓦葺 (県内産瓦)	ガルバニウム鋼板	カラーアルミ鋼板
概算事業費 (千円)	57,482	17,763	31,210	17,089	50,368
改修イメージ					
同様工法の 屋根イメージ					
					

# エネルギー需給構造改革推進投資促進税制における所管行政庁の確認申請書の 審査誤りについて

平成23年3月9日  
くらしの安心局住宅政策課

平成20年度税制改正において、省エネ投資促進を目的としてエネルギー使用合理化設備がエネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制）における特別措置の対象となり、この措置を受ける場合には、所管行政庁が確認申請書を審査し、交付した確認書を確定申告の際に添付することとなっています。

このたび、所管行政庁である県中部、西部総合事務所及び米子市が行った審査において、本来交付できない申請者に対して誤って確認書を交付していたことが判明しました。

なお申請者に対しては、既に、この交付に誤りがあったことについて事情を説明し、謝罪しております。

職員の関係法令の理解不足から生じたミスであり、二度と同様の過ちを繰り返さないよう適正な確認審査を徹底します。

## 1 審査誤りの内容及び確認書交付件数

エネルギー使用合理化設備の6種類の設備を全て設けて、それぞれの設備が基準を満たさなければ、確認書を交付することができないが、1つの設備しか設けていない申請に対して確認書を交付した。

区 分	平成21年度		平成22年度	
	確認書交付数	申請者数	確認書交付数	申請者数
中部総合事務所建築住宅課	0	0	2	1
西部総合事務所建築住宅課	1	1	5	2

(参考)

米子市建築指導課	1	1	9	8
----------	---	---	---	---

## 2 県申請者への説明状況

申請のあった4社に対して確認書に誤りがあったことについて事情説明するとともに謝罪した。

## 3 審査誤りが起きた要因

いずれもエネルギー需給構造改革推進投資促進税制の制度及び関係法令を十分に理解せず、告示による審査基準を誤解したことによるもの。

## 4 今後の対応

今後、申請者に対して確認書の取消し通知書を交付する。

なお、米子市と連名で報道機関に資料提供済み。(平成23年3月1日)

## 5 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制）の概要

エネルギーの安定供給の確保、地球温暖化対策など我が国のエネルギー需給を巡る情勢変化に対応し、エネルギー需給の構造改革を促進するため、省エネルギー設備、新エネルギー設備などの導入を税制面から支援する制度として平成4年度に創設。省エネルギー設備等を取得し、1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれかを選択し税制優遇が受けられるもの。

(1) 中小企業者に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除。

(2) 普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却。

※ただし、平成21年4月1日より平成23年3月31日までの間に取得等して、その日から1年以内に事業の用に供した場合、その日を含む事業年度において即時償却が可能。

## 6 所管行政庁が行うエネルギー使用合理化設備に関する確認申請書の審査

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制のうち、エネルギー使用合理化設備等を設けて、税制優遇措置を受ける場合は、確定申告の際に所管行政庁が交付する確認書を添付することとなっている。

確認書の交付にあたり、所管行政庁はエネルギー使用合理化設備6種類、26の設備のうち、種類ごとに1以上、最低6つ以上の設備を全て同時に設置すること及びその設備が一定の基準を満たすことを確認することとなっている。

エネルギー使用合理化設備 ①高断熱窓設備、②高効率空気調和設備、③高効率機械換気設備、  
④照明設備、⑤高効率給湯設備、⑥交流周波数制御方式エレベーター

# 鳥取県建築基準法施行条例の改正案に係るパブリックコメントの実施について

平成23年3月9日  
くらしの安心局住宅政策課

本県では、旅館、ホテル等の特殊建築物の敷地は、現状の幅員が4m以上の道路に接するよう鳥取県建築基準法施行条例（以下「県条例」）により規制していますが、これにより温泉街など古くから狭い街路に面して建物が立ち並ぶ地域では増築や建替えもできず、地域の歴史文化を継承する街並みの保全・再生やまちづくりの障壁となっています。このたび、この規定を緩和するとともに、条例制定以来見直しされておらず、社会情勢の変化に即していない住宅に関する道路関係規定についてもまちづくりの観点から制限を緩和するよう併せて改正を行うこととし、県民の皆様から広く意見を聞くため、3月中にパブリックコメントの募集を開始する予定です。

## 1 旅館、ホテル等の特殊建築物に対する規制の緩和

### (1) 概要

- 狭い街路に面して建物が立ち並ぶ地域について、市町村が景観や町並みの保全を目的として区域を指定または予定し、交通、安全、防火、衛生上の支障がないことが認められた場合、現状の道路幅員が4m未満であっても旅館、ホテルなどの特殊建築物の建築を可能とする。
- また、建物を建築する際の道路中心線からの後退距離の指定についても例外的に1.35m（法の下限值）まで緩和できる規定を市町村の意向により弾力的に運用する。

### (2) 規制緩和の対象とする市町村が指定する区域または予定

①景観形成重点区域	市町村の景観法第8条の規定による景観計画に定められている重点的に景観形成を推進する区域
②地区計画区域	都市計画法第12の4条の規定による地区計画が定められている区域
③景観地区	景観法第61条の規定による景観地区
④建築協定区域	建築基準法第69条の規定による建築協定が定められている区域
⑤景観協定区域	景観法第81条の規定による景観協定が定められている区域
⑥その他知事が別に定める区域	市町村が①、②、③の区域指定を予定し、特定行政庁と協議して定めた区域 上記①から⑤の区域と同等の区域として知事が認める区域

※①、②、③の区域は市町村が定めるもの、④、⑤の区域は住民が定めるもの

### (参考) 現行の道路関係規定

#### (1) 建築基準法による道路関係規定

- 建築基準法制定時から建物が立ち並んでいた場合は幅員が4m未満の道路でも建築が可能だが、道路中心線から2mの後退が必要（法第42条第2項）  
→ 条例の制限を緩和しても2mの道路後退は必要で、道路後退した敷地の部分は建築不可
- 土地の状況などによりやむを得ない場合、特定行政庁が1.35mまで後退距離を緩和することが可能（法第42条第3項）

#### (2) 県条例により4m以上の道路に接することを義務付けている特殊建築物等（第6条第1項）

用途（主なもの）	規制対象規模
劇場、集会場、百貨店、物販店（延べ面積1,500㎡超）等	全て
病院、ホテル、旅館、共同住宅、児童福祉施設、老人福祉施設、学校、体育館、博物館、図書館、展示場、遊技場等	全て
物販店（延べ面積1,500㎡以下）、カフェー、バー、飲食店等	延べ面積500㎡以上
このほかの建築物	階数3以上又は延べ面積1,000㎡超

## 2 住宅に関する制限の緩和（県内の都市計画区域全域が対象）

### (1) 3階建住宅の建築制限の緩和

階数が3以上の建築物の敷地は、現状の幅員が4m以上の道路に接するよう規制しているが、このうち住宅（兼用部分の面積が50㎡以下かつ延べ面積の1/2以下の兼用住宅を含む）を制限の対象から除く。

#### <背景・考え方>

- ・ 昭和62年の建築基準法の改正により、木造3階建住宅が準防火地域で建設が可能となり、小屋裏利用を含む3階建て住宅のニーズが増加している。
- ・ コンパクトシティ、街なか居住を進めるには、敷地が狭小な市街地において居住面積を確保しやすい3階建て住宅の建設を許容する必要がある。

### (2) 住宅に付属する自動車車庫の建築制限の緩和

50㎡を超える自動車車庫は敷地が幅員6m以上の道路に接するよう規制しているが、このうち住宅に付属する100㎡未満の自動車車庫については幅員4m以上に緩和する。

#### <背景・考え方>

- ・ 鳥取県では3台以上の自動車を保有する世帯の割合（25%）が全国平均（11.6%）に比べ多い。
- ・ 農業を営む住宅では、自動車の他、農業用車両、農業用機械を格納する場合、50㎡を超える。

## 3 パブリックコメントの実施予定期間

平成23年3月14日（月）から4月8日（金）まで

## 4 今後の予定

平成23年4月 鳥取県建築審査会

6月 県議会へ条例改正案附議

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住宅政策課 (東部総合事務所 生活環境局)	県営住宅末恒第一団地第二期住戸 改善工事(52-11棟)(建築)	鳥取市 美萩野 一丁目	株式会社ジューケン 代表取締役 石田 正美	(当初契約額) 156,975,000円	平成22年1月22日 ～ 平成23年2月25日	平成22年1月21日	
				(変更後契約額) 165,630,150円 (変更額) 8,655,150円	(変更なし)	(変更契約年月日) 平成22年11月5日	(第1回変更)
				(変更後契約額) 175,176,750円 (変更額) 9,546,600円	(変更なし)	(変更契約年月日) 平成23年1月18日	(第2回変更)
				(変更後契約額) 184,011,450円 (変更額) 8,834,700円	(変更なし)	(変更契約年月日) 平成23年2月10日	(第3回変更)